

最低賃金大幅引上げの断行及び実効的かつ機動的な中小企業支援を求める会長声明

- 1 厚生労働大臣は、7月中に、中央最低賃金審議会に対し、2020年度地域別最低賃金額改定の目安についての諮問を行い、同審議会から、答申が行われる見込みである。

昨年、同審議会は、全国加重平均27円の引上げ（全国加重平均額901円）を答申し、これに基づき各地の地域別最低賃金審議会において地域別最低賃金額が決定された。千葉県においては、2019年10月1日に最低賃金が28円引き上げられ、923円となっている。

これは、政府が2019年6月21日に公表した「経済財政運営と改革の基本方針2019」（いわゆる「骨太の方針2019」）において、最低賃金について、「この3年、年率3%程度を目途として引き上げられてきたことを踏まえ、景気や物価動向を見つつ、地域間格差にも配慮しながら、これらの取組とあいまって、より早期に全国加重平均が1000円になることを目指す。あわせて、我が国の賃金水準が他の先進国との比較で低い水準に留まる理由の分析をはじめ、最低賃金のあり方について引き続き検討する。」との方針に沿ったものとみられる。しかし、上記の引き上げ後の最低賃金によって、1日8時間、週40時間働いたとしても、月収約15万7000円、年収約188万円（千葉県下においては、月収約16万円、年収約193万円）にしかならず、標準的な生活需要を充足できるような水準にあるとはいえない。

このような実態に鑑みれば、早期に最低賃金の大幅な引き上げを行うべきである。

当会は、低すぎる最低賃金水準の問題点について、令和元年9月30日付「最低賃金の大幅な引き上げ及び実効性ある中小企業支援を求める会長声明」において指摘し、全国加重平均の引き上げ幅を少なくとも5%とし、向こう3年間で最低賃金（全国加重平均）1000円以上を達成することを目指し、合わせて、最低賃金の引き上げによって負担を受ける中小企業に対する実効的支援策を講ずるべきであるとの提言を行ったところである。

- 2 今般、新型コロナウイルスの感染拡大により、全ての国民が大きな負担を受けている。かかる情勢に鑑み、経営基盤が脆弱な多くの中小企業が倒産、廃業に追い込まれる懸念も広がる中、最低賃金の引上げが企業経営に与える影響を重視して引上げを抑制すべきという議論もある。

しかしながら、最低賃金の引き上げは、景気動向の向上に伴って物価が上昇してきたことに比して、最低賃金の上昇幅が小さ過ぎたことへの反省を踏まえ、前記「骨太の方針2019」の中で具体的に明記されたものである。この方針は、より推進されることはあっても、後退させることは許されない。

加えて、今般の新型コロナウイルスの感染拡大によって労働の現場では、時短勤務やシフト減等が生じており、このことによる収入減が、最低賃金に近い労働条件で働くパートタイム労働者や有期雇用労働者等の生活を直撃している。今般、最低賃金の引き上げを躊躇することは、新型コロナウイルスの感染拡大のために最も厳しい苦境に追い込まれた人々を見捨てるに等しいことである。

したがって、中小企業にこうした負担が存在することを、最低賃金引上抑制の言い訳とするべきではない。

- 3 一方、中小企業にとって、最低賃金の引き上げは大きな負担となることは間違いない。この点に関しては、政府による社会保険料の減免や減税、補助金支給といった、しかるべき助成によって十分かつ機動的に行われるべきである。しかし、現在の補助制度が極めて使い勝手が悪く、実効的な中小企業支援になっていないことは、新型コロナウイルスの感染拡大によって多くの中小企業が公的支援を求めているにもかかわらず、その多くに円滑な支援が届いていない現状からも明らかになっている。したがって、労働者保護政策として最低賃金の引き上げが重要であるのと同様に、日本経済を支える中小企業の支援策を抜本的に改善して実施すべきである。
- 4 以上から、当会は、政府に対し、最低賃金額の引上げ幅を5%以上とすることを求めるとともに、実効性ある中小企業支援策の策定、実施を求めるものである。

2020年（令和2年）7月14日

千葉県弁護士会

会長 眞田 範行